



金 沢 市 公 報

号外第3号

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○金沢市スポーツ広場の指定管理者の指定について (") 3
○芸術文化ホールの指定管理者の指定について (文化政策課)	1	○石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の指定について (農業水産振興課) 4
○金沢市体育施設の指定管理者の指定について (スポーツ振興課)	1	○金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について (地域長寿課) 4
○公園施設の指定管理者の指定について (")	3	○金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者の指定について (障害福祉課) 4
○金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者の指定について (")	3	●教育委員会告示
		○金沢市四十万公民館の指定管理者の指定について (生涯学習課) 5

告 示

●金沢市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市芸術文化ホール条例（平成22年条例第2号）第22条第4項の規定により、芸術文化ホールの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第23条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢歌劇座	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢芸術創造財団	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
金沢市文化ホール			
金沢市アートホール			

●金沢市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第12条第2項の規定により、金沢市体育施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市総合体育館			
金沢市営陸上競技場			
金沢市営球技場			
金沢市安原スポーツ広場			

金沢市営西部市民体育 会館	金沢市泉野出町3丁目8番1号	公益財団法人金沢市スポーツ事 業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市営城北市民体育 館			
金沢市営城南市民体育 館			
金沢市営城東市民体育 館			
金沢市営城西市民体育 館			
金沢市営森本市民体育 館			
金沢市営浅野川市民体 育館			
金沢市営中央市民体育 館			
金沢市営東金沢スポー ツ広場			
金沢市営城北市民テニ スコート			
金沢市営西金沢テニス コート			
金沢市営大徳テニスコ ート			
金沢市営城東テニスコ ート			
金沢市営大桑運動広場			
金沢市営額谷運動広場			
金沢市営久安運動広場			
金沢市営西金沢少年運 動広場			
金沢市営田上運動広場			
金沢市営医王山運動広 場			
金沢市営法光寺運動広 場			
金沢市営金沢テクノパ ーク運動広場			
金沢市営湊野球場			
金沢市営湊運動公園			
金沢市営専光寺ソフト ボール場			
金沢市営伏見川グ라우 ンド			
金沢市営こなん水辺グ ラウンドゴルフ場			

金沢市営医王山スキー場		
金沢市西部市民憩いの家		

●金沢市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第4項の規定により、公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢南総合運動公園 (金沢市営陸上競技場及び金沢市営球技場を除く。)	金沢市泉野出町3丁目8番1号	公益財団法人金沢市スポーツ事業団	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
金沢市民野球場			
金沢市民サッカー場			
スポーツ交流広場			
金沢プール	東京都中野区東中野3丁目18番12号	金沢プール共同事業体	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
ジュニアスポーツコート	金沢市泉野出町3丁目8番1号	公益財団法人金沢市スポーツ事業団	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
屋内交流広場	東京都中野区東中野3丁目18番12号	金沢プール共同事業体	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
本田圭佑クライフコート	金沢市泉野出町3丁目8番1号	公益財団法人金沢市スポーツ事業団	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
金沢市鳴和台市民体育会館			

●金沢市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第15条第2項の規定により、金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市額谷ふれあい体育館	金沢市泉野出町3丁目8番1号	公益財団法人金沢市スポーツ事業団	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

●金沢市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）第15条第2項の規定により、金沢市スポーツ広場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市内川スポーツ広 場	金沢市泉野出町3丁目8番1号	公益財団法人金沢市スポーツ事 業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市戸室スポーツ広 場			

●金沢市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）第8条第4項の規定により、石川県金沢食肉流通センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第9条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
石川県金沢食肉流通セ ンター	金沢市才田町戊337番地	一般社団法人石川県金沢食肉公 社	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

●金沢市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）第12条第2項の規定により、金沢市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市老人福祉センタ ー万寿苑	金沢市大手町3番23号	公益財団法人金沢健康福祉財団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市老人福祉センタ ー松寿荘			
金沢市老人福祉センタ ー鶴寿園			
金沢市老人福祉センタ ー万寿苑分館十一屋生 きが交流館			

●金沢市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市障害者高齢者体育館条例（昭和57年条例第3号）第15条第2項の規定により、金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市障害者高齢者体育館	金沢市戸水2丁目140番地	株式会社エイム	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）第14条第5項の規定により、金沢市四十万公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

令和3年3月31日

金沢市教育長 野 口 弘

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市四十万公民館	金沢市四十万3丁目90番地	金沢市四十万公民館振興協力会	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和3年(2021年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	